

医療基本法に関するアンケートへのご回答（立憲民主党）

質問 1 - 1

今回の参議院議員選挙における貴党の政権公約またはマニフェストに、医療基本法の制定が明記されていますか。

（回答）

明記されていません。

質問 1 - 2

質問 1 - 1 の回答が、「明記されていない」である場合、その理由を教えてください。

（回答）

患者の権利の保障などの重要性は十分認識していますが、現時点においては医療基本法について党としての議論ができていないため、今回の参議院議員選挙における公約には盛り込んでいません。

質問 1 - 3

医療基本法に関する貴党の考え方について、自由に記載して下さい。

（回答）

立憲民主党は「政策集 2025」の中に、ご提案いただいた「医療基本法要綱案（医療基本法フォーラム版）」の基本的施策に関連する政策として、新型コロナウイルスのまん延により生じた課題を踏まえた地域の医療提供施設相互間の機能の分担と業務の連携等の見直し、「日本版家庭医制度」の創設、国民皆保険の堅持、医療事故調査体制の充実、医療従事者の働き方改革、被害者救済のための制度づくり等を盛り込んでいます。

質問 2 - 1

今回の参議院議員選挙における貴党の政権公約またはマニフェストに、医療政策の決定プロセスへの患者・市民の参画推進について、記載されていますか。

（回答）

記載されていません。

質問 2 - 2

質問 2 - 1 の回答が、「記載されていない」である場合、その理由を教えてください。

（回答）

医療政策の決定プロセスにおいて患者などの当事者が参画することの重要性は十分認識していますが、党として議論ができていないため、今回の参議院議員選挙における公約には盛り込んでいません。

質問 2－3

医療政策の決定プロセスへの患者・市民の参画推進に関する貴党の考え方について、自由に記載して下さい。

(回答)

立憲民主党は「政策集 2025」の中で、以下のように記載しています。医療政策の決定プロセスへの患者・市民の参画推進は重要であると考えます。

- ・2014年に成立した難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）で全国に設置された難病対策地域協議会の実態を把握し、患者・家族の積極的な参画を促すための支援を行い、協議会の活動を活性化します。

- ・高額療養費制度の見直しについては、2025年秋までという短期間でなく、1年間程度、丁寧に時間をかけて再検討します。患者団体の方々に政策決定に参加していただくことにより、患者団体の意向に沿った見直し案を決定します。

質問 3－1

今回の参議院議員選挙における貴党の政権公約またはマニフェストに、患者の権利の尊重・擁護について、記載されていますか。

(回答)

明確には記載されていませんが、患者の権利の尊重・擁護に資する以下の政策を参議院議員選挙の公約に記載しています。

- ・誰もが必要な医療・介護・障がい福祉・子育て支援などのベーシックサービスについて、必要なときにためらうことなくサービスが受けられるよう拡充します。

- ・かかりつけ医の認定制・登録制を導入します。

- ・高額療養費制度の見直しについては、今年秋までという短期間でなく、1年間程度、丁寧に時間をかけて再検討します。その際、高額療養費の自己負担限度額の引き上げは行いません。まずは、その代わりに軽症患者の医療費を優先して見直します。

質問 3－2

質問 3－1 の回答が、「記載されていない」である場合、その理由を教えてください。

質問 3 - 3

患者の権利の尊重・擁護に関する貴党の考え方について、自由に記載して下さい。

(回答)

ハンセン病問題、旧優生保護法に基づく強制不妊手術等、薬害エイズ・薬害肝炎事件などのような過ちを繰り返さないようにするとともに、患者が安全で質の高い医療を受けて、健康と命を守ることができるようにするため、患者の権利を最大限に尊重し、擁護するための仕組みづくりや取り組みを行うことは極めて重要であると考えます。医療に関する政策を提案する際は、患者の権利の尊重・擁護を重視しています。

質問 4

わたしたちの医療基本法要綱案フォーラム版に関する貴党の見解を自由に記載して下さい。

(回答)

コロナ禍の中では、患者が医療を受ける権利が損なわれ、入院できないまま自宅に放置されて、救えるはずの命が救えないという深刻な事態に陥りました。また、国民皆保険の下、命と健康に関わる医療分野のデジタル化を進めるにあたっては、保険料を納めた患者が医療を受ける権利を最大限に尊重すべきですが、政府は昨年 12 月 2 日、国民の不安が解消されていないにもかかわらず、現在の健康保険証の新規発行停止を強行し、患者の権利が脅かされる事態も生じています。さらに、高額療養費制度の見直しに際して、政府は当事者の意見を聴かず、短期間で自己負担の引き上げを決定し、長期の治療を続けるがんや難病などの患者さん達が治療の中断に追い込まれたり、生活できなくなったりすることが懸念されました。こうした事態に鑑みれば、医療を受ける人の権利などを法律で明らかにすることの重要性が高まっていると考えます。

以 上